

お知らせ

在宅要介護高齢者の家族
へ慰労金を支給します

介護保険サービスを使わずに要介護4または5の高齢者を在宅で介護している家族に、対して、慰労金を支給します。支給を受けるには申請が必要です。対象要件を満たす人は申請してください。

■対象要件Ⅱ①市内に住所がある②市民税非課税世帯③過去1年間介護保険サービス（年間1週間程度の短期入所は除く）を利用せずに、介護保険の要介護状態区分が要介護4または5の同世帯の65歳以上の高齢者を在宅で介護している■支給額Ⅱ年額10万円■問い合わせ・申請先Ⅱ本庁長寿社会課高齢者福祉係（内線289）、各総合支所健康福祉課

野生鳥獣による農作物
被害状況調査にご協力を

野生鳥獣による農作物被害状況を把握し防止対策を検討するため調査を実施します。

施設の入所者は除く■持ち物Ⅱ障害者手帳、印鑑（認印可。スタンプ式は不可）■問い合わせ・申請先Ⅱ本庁福祉課障がい福祉係（内線227）、各総合支所健康福祉課

宮沢賢治生誕120年
記念講演会

賢治が大正6年に旧江刺郡を歩いた10日間の足跡をたどる講演会を開催します。

■日時Ⅱ3月18日（土）午後1時半～3時半■場所Ⅱ江刺生涯学習センター■内容Ⅱ江刺の旅から100年 宮沢賢治が見た風景■講師Ⅱ宮沢賢治学会イーハトーブセンター・佐伯研二理事■定員Ⅱ60人■問い合わせⅡ江刺図書館（江刺総合支所・内線661）

U・I・ターニンフェアⅡ

本県へのUターン・Iターンや就職を希望する人に、就職に関する情報を提供します。■日時Ⅱ3月20日（土）午前11時～午後4時■場所Ⅱ秋葉原UDXギャラリー（東京都千代田区）■内容Ⅱ企業との面談、

■対象期間Ⅱ28年4月1日～29年3月31日■提出方法Ⅱ提出先で配布する報告届（市ホームページからダウンロード可）に①鳥獣名②農作物名③被害場所④被害時期⑤被害面積⑥被害量のほか、住所、氏名など必要事項を記入し提出■提出期限Ⅱ4月10日（日）■問い合わせ・提出先Ⅱ本庁農政課農産係（内線366）、各総合支所産業振興課

福祉乗車券を交付

障がいのある人を対象とした福祉乗車券の交付を4月3日から開始します。28年度から身体障害者手帳下肢障がい3級、精神障害者保健福祉手帳2級および3級の人への交付枚数を変更しています。詳しくはお問い合わせください。■種類Ⅱ①小型タクシー、バス併用②リフトタクシー（利用条件あり）■対象Ⅱ▽身体障害者手帳1級および2級▽下肢障がい3級▽療育手帳A▽精神障害者保健福祉手帳Ⅱのいずれかの交付を受けている人※29年度に自動車税、軽自動車税の減免を受ける人

移住定住相談など■問い合わせⅡ（公財）ふるさといわて定住財団（☎019-65318976）

レコードカフェ

レコードを持ち寄って懐かしい音楽を楽しみましょう。

■日時Ⅱ3月25日（土）午後1時～5時■参加料Ⅱ無料※100円でドリンク飲み放題■場所・問い合わせⅡ水沢地域交流館（アスパ）☎261111

トレルーフエスタ

▼トレーニングルーム体験■日時Ⅱ3月25日（土）午前9時～午後9時※午後8時最終受付■持ち物Ⅱ室内用シューズ▼ヨガ講座（レベル別体験）■日時Ⅱ3月25日（土）①初心者向けのやさしいヨガ：午前10時～②中級者向けの基本動作ヨガ：午前11時～■持ち物Ⅱヨガマットか大判のバスタオル

▼共通■対象Ⅱ中学生以上の市民■参加料Ⅱ無料■場所・問い合わせ・申込先Ⅱ市総合体育館（Zアリーナ）☎270000

固定資産税に関する縦覧や閲覧

29年度固定資産税に関する帳簿・台帳の縦覧・閲覧を実施します。
■問い合わせ＝本庁税務課土地係、家屋係（内線352、355）

項目	縦覧	閲覧
期間	4月3日（土）～5月1日（日）※土・日・祝を除く	通年※土・日・祝と年末年始（12月29日～1月3日）を除く
時間	午前8時半～午後5時15分	
場所	本庁税務課	本庁税務課・各総合支所市民環境課
対象	土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿	固定資産課税台帳（名寄帳）
縦覧・閲覧ができる人	①固定資産税の納税義務者 ②上記①の代理人 ③納税管理人	①固定資産税の納税義務者 ②借地人、借家人 ③固定資産を処分する権利がある人 ④上記①～③の代理人 ⑤納税管理人
必要なもの	○本人確認ができるもの 顔写真付きのものは1点（運転免許証など） 顔写真がないものは2点（健康保険証、年金手帳など） ○代理人はそれを証明する書面（委任状など） ○納税管理人は前年度の納税通知書、課税明細書	○本人確認ができるもの 顔写真付きのものは1点または顔写真がないもの2点 ○借地・借家人は賃貸借契約書または賃借料の領収書など ○固定資産を処分する権利がある人は、それを証明する書面 ○代理人はそれを証明する書面 ○納税管理人は前年度の納税通知書、課税明細書
手数料	無料	有料 ※4月3日（土）～5月1日（日）は無料

軽自動車税は4月1日が基準日です

4月1日にバイクや軽自動車を所有している人に、軽自動車税を課税します。申告などを行わなかった場合は過料を科すこともありますので、新規登録や所有者・住所などの変更がある場合は15日以内、廃車の場合は30日以内に手続きしてください。
■問い合わせ＝本庁税務課諸税係（内線337・338）

■車種区分ごとの届け出窓口

原動機付自転車 （125cc以下のバイクなど） 小型特殊自動車 （農耕用で乗用装置があるものを含む）	本庁税務課 各総合支所市民環境課
軽二輪（125cc超～250cc以下） 三輪および四輪以上	県軽自動車協会 （☎019-639-8021） 県自家用自動車協会水沢支部 （☎243168）
二輪の小型自動車（250cc超）	東北運輸局岩手運輸支局 （☎050-5540-2010） 県自家用自動車協会水沢支部 （☎243168）

放射能測定結果

ごみ焼却施設（ベクレル/kg）		
採取日	2/15	2/22
主灰※1	21	40
飛灰※2	458	557

参考 国の基準値＝8,000ベクレル/kg
※1主灰…ごみの燃え殻
※2飛灰…排ガス中のばいじん

（ベクレル/m ³ ）		
採取日	2/8	
排ガス	不検出	

胆江地区最終処分場（ベクレル/l）		
採取日	2/15	
地下水（上流）	不検出	
地下水（下流）	不検出	
下水道への放流水	2.2	

■問い合わせ 奥州金ヶ崎行政事務組合施設管理課（☎245821）

広告

広告